

外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ

外国人を雇用する際の ポイントを解説します!



名古屋出入国在留
管理局へ徒歩10分

行政書士は、入管法令により、外国人本人またはその代理人に代わり、「届出済行政書士」として、各種の申請等取次業務を行っています。

お近くの
行政書士に
ご相談
ください!

あずき行政書士事務所

名古屋市港区港北町2丁目21番地

☎ 050-5372-4398



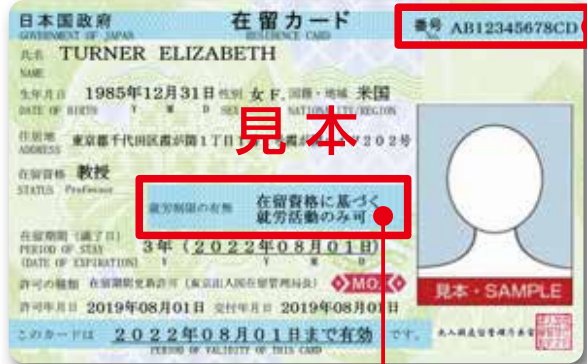
HP QR Code

外国人雇用時の在留カードの確認ポイント

外国人を雇用する際、まずは就労することが認められている者であることを確認することが重要です。ここでは、在留カードの確認ポイントを整理し、雇用が可能かどうかをチェックする方法をご紹介します。

▶ 在留カードを所持している場合

在留カード（表面）



見本

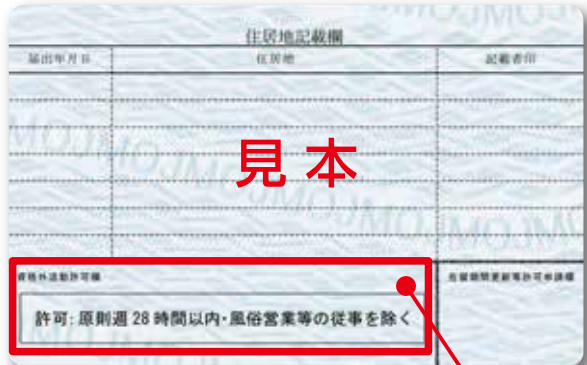
【番号 AB12345678CD】
1. 在留カードが失効していないかを調べます
 「在留カード等番号失効情報照会ページ」
<https://lapse-immi.moj.go.jp>

確認

失効している、または
偽変造の疑いあり

失効、偽変造が疑われる場合は、
最寄りの地方出入国在留管理局
へお問合せください。

在留カード（裏面）



見本

【就労制限の有無】
2. 「就労制限の有無」の欄の内容を確認します

- ①「就労不可」：原則雇用不可
- ②「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ③「指定書により指定された就労活動のみ可」（在留資格「特定活動」）
- ④「就労制限なし」：雇用可能

②の場合は在留資格ごとの該当する活動を
確認のうえ雇用する。また、必要に応じて「就労
資格証明書交付申請」を行う。
③の場合は、法務大臣が個々に指定した活動
等が記載された指定書（旅券に添付）を確認の
うえ雇用する。

①「就労不可」の記載がある

雇用へ

【注】
3. 裏面「資格外活動許可欄」の記載を調べます

- ⑤「許可（原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く）」
- ⑥「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

⑤または⑥の記載あり
 ⑤につき、複数のアルバイトに従事する
場合は合計時間内で雇用する。⑥につき、
資格外活動許可書の記載の内容を確認の
うえ雇用する。

記載なし

雇用不可

雇用へ



▶ 在留カードを所持していない場合



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある場合
- 「3月」以下の在留期間が付与された場合
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された場合

【注】 これらの場合は、旅券等で
雇用の可否を確認します。

在留資格別就労可否判断

在留資格	該当例	在留期間	就労制限の有無
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員とその家族	外交活動を行う期間	※1
公用	外国政府の大使館・領事館職員、国際機関等から公の用務で派遣される者及びその家族	5年、3年、1年、30日又は15日	※1
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	②
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	②
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	②
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	②
高度専門職1号	学歴・職歴・年収等の項目毎にポイントを付け、その合計が一定点数以上に達した人	5年	②※1
高度専門職2号	「高度専門職1号」又は高度外国人材としての「特定活動」の在留資格をもって一定期間在留した人	無期限	②
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月	②
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	②
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	②
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	②
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	②
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	②
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	②
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	②
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年又は3月	②
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	②
特定技能	特定技能外国人	1年、6月又は4月（通算5年以内、1号） 3年、1年又は6月（2号）	②
技能実習	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1号：≦1年、2号：≦2年、3号：≦2年)	②※3
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	①※2
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	①※3
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、 2年、1年3月、1年、6月又は3月	①※2
研修	研修生	1年、6月又は3月	①※2
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年 3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	①※2
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（≦5年）	③
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限	④
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	④
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	④
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（≦5年）	④

※1. 個別に確認が必要です。 ※2. 資格外活動許可を受けていない限り就労できません。 ※3. 原則として雇用できません。

〈参考：資格外活動許可の一般原則〉

- 現に有する在留資格に係る活動を維持し、活動の遂行が妨げられるものでないこと。
- 活動が法令に違反せず、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律に規定するものでないこと。
- 取容令書の発布を受けていないこと。

現に有する在留資格の変更（永住者への変更希望を除く。）を受けようとする場合は、在留資格変更許可が必要です。

不法就労にご注意ください!

不法就労は、法律で禁止されており、不法就労をした外国人だけでなく、その外国人を雇用した事業主も処罰の対象となります。ここでは、代表的な不法就労のケースと罰則の内容についてご紹介します。

不法就労【ふほう - しゅうろう】

- ① 不法に在留する外国人、本来就労できない在留資格で在留する外国人が許可なく就労すること。
- ② 就労を許可された外国人が、許可された範囲を超えて就労すること。

想定されるケース

01 不法に在留する者

密入国、又は超過滞在の不法滞在者が就労する場合など

02 本来就労できない者

観光のため入国した者、留学生が許可を受けずに就労する場合など

03 許可範囲を逸脱する者

- ・通訳や設計等を行う者として許可された者が、工場等で組立作業等に従事する場合など
- ・留学生が許可された時間数を超えて就労する場合など

主な処罰規定

不法就労助長罪

不法就労させたり、不法就労をあっせんした者など
入管法 73 条の 2 →【 3 年以下の懲役・300 万円以下の罰金 】

在留資格等不正取得罪

偽りその他不正の手段により在留資格を取得した者など
入管法 70 条 →【 3 年以下の懲役もしくは禁固・300 万円以下の罰金 】

営利目的在留資格等不正取得助長罪

営利目的で偽りその他不正の手段により在留資格を取得させた者など
入管法 74 条の 6 →【 3 年以下の懲役・300 万円以下の罰金 】

- ◆ 外国人を雇用しようとする際に、「不法就労者」であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、処罰の対象となります。
- ◆ 外国人事業主が不法就労させたり不法就労をあっせんするなどの行為を行った場合は、退去強制の対象となります。

外国人雇用時のチェックポイント

